

新型コロナウイルス感染症による経済危機から 中小・小規模事業者の営業と生活を守る緊急支援を求める要請書

日頃より中小・小規模事業者への支援にご尽力頂き、感謝申し上げます。

大阪府は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態措置を発出し、4/14には遊興施設等に休業要請を行いました。しかし、それに対する補償はあまりに不十分であり、これでは感染拡大は止まらず、さらなる経済悪化を招きます。融資制度等の改善をふくめ、大阪府として中小・小規模事業者へ支援強化に取り組まれますよう、以下要請いたします。

【要請事項】

1、中小企業、個人事業主に対する休業要請支援金について

- (1) 休業要請支援金について「売上高が前年同月比で5割以上減った場合」との条件を無くし、新型コロナウイルス拡大の影響を受けた全ての事業者によるその損失を補償すること。少なくとも休業要請した業種以外でも休業した全ての業者に支給すること。
- (2) 支給額を従業員の給与、家賃などの固定費が払えるまで引き上げること。1回限りでなく継続し、3ヵ月単位でまとめて支給すること。
- (3) 休業要請に応じない事業者、支援金を受けた事業者を公表することはプライバシー権の侵害であり、また業者間・府民間に分断を持ち込むものであることから厳に慎むこと。
- (4) 手続きを簡素化し、申請から1週間以内で実施すること。
- (5) 大阪市以外の自治体には支給額の半額を求めず、大阪府として財政的責任をもつこと。

2、制度融資について

- (1) 新型コロナウイルス関連の各融資制度について、全期間の利子及び保証料を府として全額補助すること（国が補助する分を除く）。制度融資について、返済・据置期間を日本政策金融公庫なみに延ばし、認定条件の売上減少率を5%に下げること。
- (2) 手続きを簡素化し、申請から1週間以内で実施すること。
- (3) 借り換えや条件変更積極的に応じること。条件変更、代位弁済などでも積極的に融資に応じること。

3、雇用調整助成金について

- (1) 雇調金の中小企業への助成率を8～9/10から10/10となるよう府として補てんすること。雇用保険対象外の非正規雇用者等も助成対象となったが、中小業者の事業主・家族専従者に対しても同額を府として補償すること。
- (2) 休校による助成金が日額上限8330円なのに対し、業務委託を受けている自営業・フリーランスには4100円しか給付されないのはあまりに不当であり、府としてその差額を補償すること。業務委託でない中小業者に対しても同額を補償すること。

4、徴収猶予等について

- (1) 緊急経済対策をふまえ、新型コロナウイルスの影響を受けた者に「徴収猶予」を速やかに適用すること。延滞税（金）の全額免除及び無担保（すでに猶予された者にはさかのぼって適用）の措置を現場に徹底すること。
- (2) 徴収猶予に該当しない場合でも「換価の猶予」をすすめ、個々の事情をよくみて「滞納処分の停止」を適用すること。事態が収束するまで滞納処分は行わないこと。

以上よろしくお願いたします。